

## 英国会社の特徴と設立費用

### 1. 基本情報

英国はイングランド、スコットランド、北アイルランド、ウェールズで構成される15ヶの欧州連合加盟国のひとつである。面積は約244,100平方メートル(94,250平方マイル)で、人口は5,700万人を超えると推定されている。ロンドンは、ニューヨークと東京と並んで世界の資本市場の3本の柱となっている。英語圏である英国は、安定している政府に加えて色々な魅力を持っている国である。

英国はヨーロッパの北西海岸に置き、ヒースロー空港、ガトウィック空港、マンチェスター空港の3つの主要国際空港を通じて、世界各地との頻繁な繋がりが築かれた。英国は最近、内陸鉄道を開通させ、パリとブリュッセルを往来する人々及び自動車に列車というオプションを提供している。英国はまた、世界で最も広範な二重課税ネットワークを享受しており、100カ国と二重租税条約を結んでいる。

### 2. 英国非公開会社の特徴

#### 2.1 税務

英国会社の法人税率はEUで最も低い。純利益が30万円未満の英国法人には20%の税金が課される。30万円以上150万円未満の場合、実効税率は32.5%となり、それ以上の場合は30%となっている。

一般的に、英国法人は全世界所得に対して上記の税率で課税されるが、英国と二重租税条約を締結している国で経営・管理されている場合には、税務上の非居住者に該当し、英国国外源泉所得に対して非課税となる場合がある。従って、英国会社を管理する場所を慎重に選ぶことで、非課税の英国会社を設立する可能性がある。例えば、ポルトガルは英国と適切な租税条約を結んでいるため、マデイラ島(マデイラ島はポルトガルの一部である)から経営される英国法人は、マデイラ島でも英国でも課税されないことになる。当該英国会社は、英国の締結した租税条約による優遇を受ける資格はないが、ポルトガル租税条約の優遇を受ける資格はあるかもしれない。この構造の主な利点は、英国の法人格を加えた非課税事業体を作ることは主な利点と考えられる。

#### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

#### SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場A棟12階1201室  
T: +86 21 6439 4114

#### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

#### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

#### TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka  
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo  
Japan 107-0052  
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号  
BIZMARKS赤坂308室  
郵便番号: 107-0052  
T: +81 3 5776 2637

#### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
T: +65 6438 0116

#### KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2  
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi  
Gerbang Kerinchi Lestari  
59200 Kuala Lumpur, Malaysia  
T: +60 19 2177 344

#### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
T: +1 646 850 5888

#### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
T: +44 20 8176 3860

1988 年租税法 246S 条(1994 年財政法別表 16 により改正)により、英国国際本部会社 (International Headquarters Company、以下「IHC」という)は、持分の 80%以上を保有している非居住者である英国の一般企業のことがわかった。IHC は外国からの配当所得を徴収する非常に有用な手段と考えられている。一般論として、配当所得に対して英国の税率 (32.5%/30%/20%)と比べてより高い他国の税金に課された場合、その配当所得に対して英国で課税されない。例えば、英国 IHC のデンマーク子会社は、その利益に対して 34%の税金を納付した後、残りの金額を配当として IHC に利益を分配した場合、デンマークで税金を納付したため、英国政府によって税金は課されない。そのため、英国 IHC は持株会社として欧州への投資などにおいて非常に魅力的なものとなり、オランダ、オーストリア、スイスなどの会社と比べてより高い競争力のある構造を築くことができる。

### 2.2 株主

英国会社には法人又は個人を問わず、1 名以上の株主がいなければならない。株主の情報は開示されているが、名義株主又は持株会社を利用することで匿名性を保つことができる。

### 2.3 取締役

英国会社には 1 名以上の取締役及び 1 名以上の秘書役が必要です。取締役は 1 人しかいない場合、秘書役を兼任することができない。個人でも法人でも取締役が務められます。複数の取締役がいる場合は、そのうちの一人が秘書役を兼ねることもできるが、英国の会社法は複雑であるため、関連する経験を持つプロの秘書役を任命するほうが良いと思われる。取締役の情報は開示されているが、名義取締役又は第三者を利用することで匿名性を保つことができる。

### 2.3 年次報告

通常、英国会社は監査人を選任し、会計年度終了後 9 ヶ月以内に監査済決算書を会社登記所に提出しなければならない。多くの場合、売上高が 90,000 ポンド未満の会社は当該義務が免除され、売上高が 350,000 ポンド未満の会社は、会計士の報告書を添付した簡略化の決算書を作成すればよい。全ての会社は、取締役と株主の情報を記載した年次報告書を提出する義務付けられている。

### 2.4 所要時間

会社設立の所要時間は 3 週間となる。既存のペーパーカンパニーも利用可能である。至急設立を利用する場合、会社は 48 時間以内に設立完了できるが、500 米ドルの費用は別途発生する。

### 2.5 資本金

資本金の最低限度額は 1 ポンドとなる。

### 2.6 現地要件

現地の会社法では、会社は英国国内に登記住所を有し、英国に居住する会社秘書を任命しなければならない。弊所のサービス料には関連サービスが含まれています。

### 2.7 秘密保持

英国には、無許可の英国会社、その取締役又は所有者の情報開示に関する特別な法律はないが、法律において専門家は客に対して基本的な守秘義務を負っていると認められている。

## 3. 設立費用

弊所の英国有限会社の設立代行サービス費用は 1200 米ドルとなります。その費用には、初年度のライセンス費、登録代理人費用、登録住所費用が含まれています。

2 年目からの年次維持費用は 800 米ドルとなります。

弊所は全面的な代理サービス及び銀行口座開設サポートを提供しております。詳細は電話(+852 2341 1444) 又は電子メール([info@bycpa.com](mailto:info@bycpa.com))にてお問い合わせください。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)